特定非営利活動法人湘南港マリンセンター定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人湘南港マリンセンターという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を神奈川県藤沢市内に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、湘南港（江ノ島ヨットハーバー）において海洋スポーツによる青少年の健全育成、成人生涯スポーツとしてのセーリングの普及・振興に務め、さらに湘南港を取巻く江ノ島・片瀬・鵠沼地域の振興支援に直接的に寄与すること、あるいは同地域を含めた湘南海岸を中心に活動する人々や組織に対して支援・協力・指導を行い、広くこの地域における親水性の向上と海洋文化の発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　スポーツの振興を図る活動

(2)　社会教育の推進を図る活動

(3)　子どもの健全育成を図る活動

(4)　まちづくりの推進を図る活動

(5)　上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1)　海洋スポーツ並びに海洋文化の普及活動事業

(2)　セーリングレガッタの開催並びにセーリングレガッタに関する事業

(3)　海洋情報の提供並びにセミナー・講習会の開催および関連書籍の出版事業

(4)　親水性の向上と沿岸地域の活性化に寄与するまちづくり事業

(5)　上記の活動を行う団体の運営の支援、人材派遣事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人。

(2)　賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人および団体。

2　　前項の他、理事会において別に定める、名誉会員、終身会員、特別会員を置くことができる。

（入会）

第７条　正会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出するものとし、会長は、その者が前条第１項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

2　会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3　賛助会員として入会しようとするものは、会長に入会申込書を提出し、年会費を払い込むことによって、会員となることができる。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡したとき。
(3)　会費を継続して 2 年以上納入せず、催告に応じないとき。
(4)　除名されたとき。

（退会）

第 10 条　正会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章　役員及び職員等

（種別及び定数）

第 13 条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理　事　10 人以上 20 人以内
(2)　監　事　1 人以上 2 人以内

2　理事のうち、1 人を会長、2 人以内を副会長、1 人以上 2 人以内を常務理事とする。また、必要な場合、専務理事を 1 人置くことができる。

（選任等）

第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　会長は理事のうちから総会において選任する。

3　副会長、専務理事および常務理事は、理事会の承認を得て、理事のうちから会長が任命する。

4　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第 15 条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会であらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　専務理事および常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を処理する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解任）
第 18 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
（報酬等）
第 19 条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。
（職員）
第 20 条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
２　職員は、会長が任免する。
(顧問等)
第 21 条　この法人に顧問及び相談役をおくことができる。
２　顧問及び相談役は、会長が委嘱し、必要に応じてこの法人の相談にのるものとする。

第５章　総会

（種別）
第 22 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
（構成）
第 23 条　総会は、正会員をもって構成する。
（権能）
第 24 条　総会は、次の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び収支予算に関する事項
(5)　事業報告及び収支決算に関する事項
(6)　役員の選任等に関する事項
(7)　入会金、会費に関する事項
(8)　長期借入金に関する事項
(9)　事務局の組織等に関する事項
(10)　その他この法人の運営に関する重要事項
（開催）
第 25 条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第 5 項第４号の規定により、監事から招集があったとき。
（招集）
第 26 条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、会長が招集する。
２　会長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（議長）

第 27 条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
（定足数）
第 28 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。
（議決）
第 29 条　総会における議決事項は、第 26 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第 30 条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第 31 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）
第 32 条　理事会は、理事をもって構成する。
（権能）
第 33 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（開催）
第 34 条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　会長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第 5 項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）
第 35 条　理事会は、会長が招集する。
２　会長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。
(議長)
第 36 条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。
（定足数）
第 37 条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 38 条　理事会における議決事項は、第 35 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第 39 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前２条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第 40 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第 41 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収入
(5)　事業に伴う収入
(6)　その他の収入
（資産の区分）
第 42 条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。
（資産の管理）
第 43 条　この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。
（会計の原則）
第 44 条　この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。
(1)　会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
(2)　財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
(3)　採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
（会計の区分）
第 45 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。
（事業計画及び収支予算）
第 46 条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。
（暫定予算）
第 47 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び収支決算）

第 48 条　この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第 49 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（長期借入金）

第 50 条　この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 51 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を得なければならない。

２　定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る)

(2)　資産に関する事項

(3)　公告の方法

（解散）

第 52 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 53 条　この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、本法人と同種の目的を有する特定非営利活動法人又は民法第 34 条の規定により設立された法人に帰属するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

（合併）

第 54 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章　公告の方法

（公告の方法）

第 55 条　この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

２　法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表に係る公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章　雑則

（細則）

第 56 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	藤井清一
副会長	林信一
常務理事	小阪康司、丈口由理
理事	埜口史郎、山下弘雄、山口俊典、野村雅隆、國見悦朗、石川博嗣 宮本司、中瀬昭、太田敬、鎌村有宏、石田道生、和泉昭夫、早瀬弘章、 小湊晃、林幹雄
監事	須賀正和、横田雅信

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年６月 30 日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年３月 31 日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①正会員　　入会金　10,000　円　　年会費　5,000 円

②賛助会員

団体賛助会員	年会費	10,000 円
個人賛助会員	年会費	3,000 円

附　則

この定款は、平成１７年６月１２日から施行する。

附　則

この定款は、平成２８年３月２１日から施行する。

附　則

この定款は、平成３０年５月１２日から施行する。

附　則

この定款は、令和８年４月２５日から施行する。